

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百二号) 1

改正案	現行
<p>(第一種特定化学物質)</p> <p>第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「法」という。)第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。</p> <p>一〜二十八 (略)</p> <p>二十九 六・七・八・九・十・十一 ヘキサクロロ一・五・五 a・六・九・九a ヘキサヒドロ 六・九 メタノ二・四・三 ベンゾジオキサチエピン^ニ三 オキシド(別名エンドスルファン又はベンゾエピン)</p> <p>三十 ヘキサプロモシクロドデカン</p> <p>(第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品)</p> <p>第七条 法第二十四条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品(日本国内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。)とする。</p>	<p>(第一種特定化学物質)</p> <p>第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「法」という。)第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。</p> <p>一〜二十八 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品)</p> <p>第七条 法第二十四条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品(日本国内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。)とする。</p>

<p>第一種特定化学物質</p>	<p>製 品</p>
<p>一〇十三(略)</p> <p>十四 ヘキサブ ロモシクロド デカン</p>	<p>(略)</p> <p>一 防炎性能を与えるための処理をした生地</p> <p>二 生地に防炎性能を与えるための調製添加剤</p> <p>三 発泡ポリスチレンビーズ</p> <p>四 防炎性能を与えるための処理をしたカーテン</p>

<p>第一種特定化学物質</p>	<p>製 品</p>
<p>(新設)</p> <p>一〇十三(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(新設)</p>